

## 新任委員について

新任委員  
(平成 29 年 3 月 31 日まで)

氏 名：木村 優子 (きむら ゆうこ)

肩 書：西区社会福祉協議会 理事

資格区分：市長が必要と認めた者

- 西区社会福祉協議会からの推薦に基づいており、本人の内諾も得ています。
- 住所要件、年齢要件はいずれも問題ありません。
  - 新潟市区自治協議会条例第 2 条第 2 項 (区内に住所を有する者)
  - 新潟市区自治協議会運営指針「委員の年齢制限」(20 歳以上の者)
- 他の附属機関との併任状況についても、問題はありません。
  - 附属機関の設置及び運営に関する指針第 6 条第 5 号 (3 附属機関まで)
- 任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとなっています。